

別表(第 10 条関係)

1 各室使用料 (1 時間当たり)

使用区分		基本使用料		冷暖房 使用料
		午前 8 時 30 分～午 後 5 時	午後 5 時～午後 10 時	
多目的ホール (舞 台)	平日	1,000 円	1,200 円	1,000 円
	土曜日・日曜日・ 祝日	1,200 円	1,400 円	
多目的ホール (観 客席)	平日	1,200 円	1,400 円	1,500 円
	土曜日・日曜日・ 祝日	1,400 円	1,600 円	
楽屋 1		200 円	250 円	100 円
楽屋 2		300 円	350 円	150 円
リハーサル室		650 円	800 円	350 円
小会議室 1		350 円	450 円	200 円
小会議室 2		350 円	450 円	200 円
小会議室 3		350 円	450 円	200 円
小会議室 4		350 円	450 円	200 円
中会議室		800 円	1,000 円	500 円
調理室		450 円	550 円	300 円
和室		350 円	450 円	200 円
その他共有スペー ス	100 m ² 未満	350 円	450 円	200 円
	100 m ² 以上	上記の金額に 100 m ² 当たり 200 円を加算した額		

2 設備器具使用料

使用区分		使用料
多目的ホール	舞台設備器具	町長が別に定める額
	照明設備器具	町長が別に定める額
	音響設備器具	町長が別に定める額
その他共通設備器具		町長が別に定める額

備考

- 1 使用する時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げて計算する。
- 2 超過時間の各室使用料の額は、1時間につき、別表に掲げる各室使用料とし、1時間に満たない場合は、1時間に切り上げて計算する。
- 3 冷暖房使用料以外の使用に係る燃料費及び光熱水費は、その実費を徴収することができる。
- 4 各室使用料の「その他共有スペース 100㎡以上」の欄において、「100㎡当たり」とは、100㎡に満たない場合は、100㎡に切り上げて計算する。
- 5 使用者が入場料若しくはこれらに類するもの（以下「入場料等」という。）を領収する場合又は営利を目的として使用する場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額を各室使用料に加算した額とする。この場合において、入場料に段階があるときは、その最高額を基準とする。

区 分	加算する額
入場料等が 500 円を超え 1,000 円以下のとき	基本使用料の 30%に相当する額
入場料等が 1,000 円を超え 3,000 円以下のとき	基本使用料の 50%に相当する額
入場料等が 3,000 円を超えるとき	基本使用料の 100%に相当する額
営利を目的として使用するとき	基本使用料の 150%に相当する額

- 6 この表において「平日」とは、月曜日から金曜日までをいう。ただし、平日のうち、祝日に当たる日は、「祝日」の使用区分の使用料を適用する。

別表(第 15 条関係)

設備器具使用料 (1 回当たり)

使用区分及び名称		単位	使用料	備 考	
多目的ホール	舞台設備器具	スクリーン	1 式	1,100 円	
		プロジェクター	1 式	1,700 円	
		演台	1 式	600 円	花台含む
		司会台	1 式	300 円	
		指揮台	1 式	200 円	
		指揮者譜面台	1 式	200 円	
		譜面灯	1 台	100 円	
		コントラバス用椅子	1 脚	100 円	
		インカムシステム	1 式	2,000 円	
	照明設備器具	ボーダーライト	1 列	700 円	
		サスペンションライト	1 列	1,100 円	
		アッパーホリゾン トライト	1 列	900 円	
		ローアホリゾン トライト	1 列	600 円	
		フロントサイド ライト	1 式	1,600 円	
		シーリング ライト	1 列	1,800 円	
		フット ライト	1 列	400 円	
		ピン スポット ライト	1 台	2,000 円	
		ス ポ ッ ト ラ イ ト (1k w)	1 台	600 円	
		ス ポ ッ ト ラ イ ト (0.5 kw)	1 台	200 円	
		エ フ ェ ク ト	1 台	400 円	
波 マ シ ン	1 台	400 円			

音響設備器具	グランドピアノ (ヤマハ)	1 式	1,800 円	調律料別途
	CDレコーダー	1 台	800 円	
	CDプレーヤー	1 台	700 円	
	カセットプレーヤー	1 台	500 円	
	各種有線マイク	1 本	600 円	コード含む
	各種ワイヤレスマイク	1 本	800 円	
	各種マイクスタンド	1 台	100 円	
	移動用音響調整装置	1 台	1,300 円	
	移動用スピーカー	1 式	900 円	
	拡声装置	1 式	1,800 円	
	拡声装置 (ワイヤレス)	1 式	1,200 円	
その他共通設備器具	拡声装置	1 式	800 円	会議室
	業務用ガステーブルレンジ	1 台	630 円/h	調理室
	テーブルガスコンロ	1 台	130 円/h	調理室
	アップライトピアノ	1 式	800 円	
	平台	1 台	100 円	
	金屏風	1 式	1,100 円	
	高座用座布団	1 枚	100 円	
	緋毛せん	1 枚	100 円	
	プロジェクター	1 式	600 円	
	テレビ・BDプレーヤー	1 式	500 円	
	CDプレーヤー	1 式	300 円	
移動用拡声装置	1 式	500 円		

	展示用パネル	1台	100円/ 日	
	持込設備器具	1kw/ h	100円/ h	1kw以内は、1kwとする。

摘要

- 1 1回当たりとは、4時間を1回とする。ただし、業務用ガステーブルレンジ及びテーブルガスコンロ並びに持込設備器具は1時間当たり、展示用パネルは1日当たりの使用料とする。
- 2 1回の使用時間が4時間に満たない場合は、4時間とみなし、1回とする。4時間を超える場合も同様とする。
- 3 単位が1時間当たり又は1日当たりの使用料は、第2項を準用する。
- 4 表にない設備器具の使用については、同類品の使用料により協議して使用料を徴収するものとする。